

3. 審議事項

(1) 個別占用案件の中間報告【審議資料1】

【中間報告】

- | | |
|----------------|-------|
| ① 下加茂公園 | (川西市) |
| ② 東久代公園 | (川西市) |
| ③ 猪名川第1・第2運動公園 | (伊丹市) |
| ④ 緑地広場 | (尼崎市) |

個別占用案件のカルテ（中間報告）

① 下加茂公園 （川西市）

■ 報告案件用のカルテ

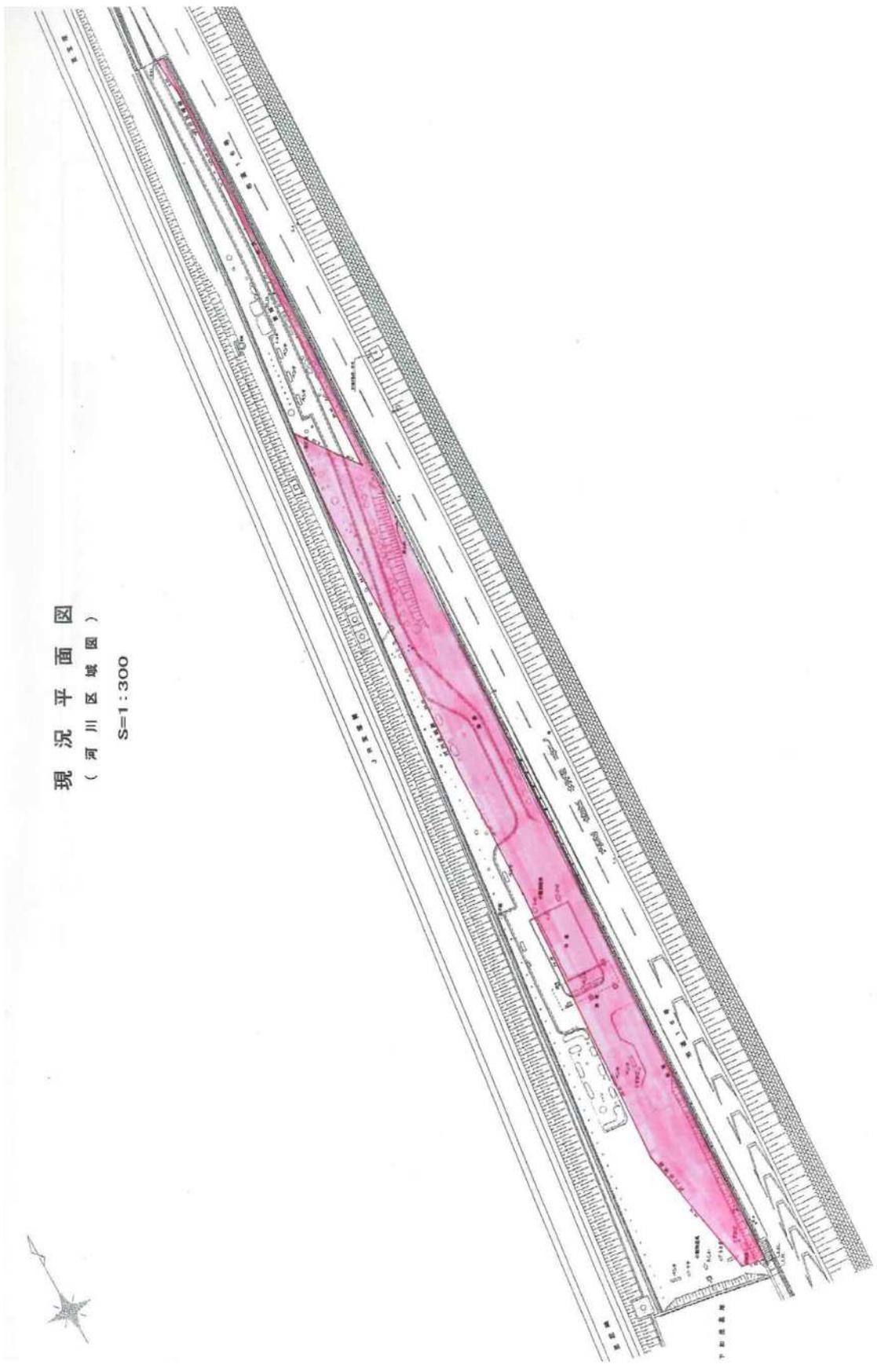
| | | | | |
|---------------------------|--|--|-------------------|--|
| 1. 件名 | 下加茂公園 [川西市] | | | |
| 2. 今回申請種別 | 中間報告 | | | |
| 3. 概要 | 距離標位置：猪名川右岸 9.6k+180m～9.8k+100m 目的：公園 占用面積：1,515.74 m ² 工作物：小動物遊具、砂場、植樹、園路、縁石、屑籠、藤棚、ベンチ、進入路、車止め、側溝、収納庫 | | | |
| 4. 許可の経緯 | <当初許可> 昭和47年7月6日 <前回更新許可> 令和 2年1月29日 <許可期限> 令和 7年3月31日 | | 7. 保全利用委員会による参考意見 | 【令和元年度第2回委員会意見】 ①外来植物やつる植物の除去などの植生管理を引き続き適切に実施されたい。 ②JR 側フェンス付近の植生管理については、引き続きJRとの協議を進められたい。 【更新時点での川西市回答】 ①引き続き、現地確認を実施しながら、適切な植生管理と外来種の防除に務めている。 ②引き続き、越境等の現地状況を踏まえ、協議が進展するようには務めている。 |
| 5. 現況写真 | (河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり | | | ・令和元年度委員会の指摘事項に対する川西市の報告を受け、更新を許可した。 |
| 6. 河川管理者審査事項(特筆すべきもののみ記載) | | | 8. 処理 | |

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

現況平面図
(河川区域図)

S=1:300



現況写真



①公園内全景（上流側より）



②公園内全景（下流側より）



③公園内全景（坂路付近より下流側方向）



④公園内全景（坂路付近より上流側方向）



⑤JR境界フェンス付近の状況（上流側方向）



⑥JR境界フェンス付近の状況（下流側方向）

取組状況報告書 下加茂公園(川西市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

| 番号 | 更新時委員会の意見 (R1年度第2回) | 許可時の市の回答 (R2年1月許可) | 現在までの取組(対応)状況 | 今回の現地調査での意見 | 今回委員会の意見 |
|----|--|--|---|-------------|----------|
| 1 | 外来植物やつる植物の除去などの植生管理を引き続き適切に実施されたい。 | 引き続き、現地確認を実施しながら、適切な植生管理と外来種の防除に務めている。 | 年3回の刈払機による除草、外来種(トウネズミモチ含む)についても現地の状況を見つつ必要に応じた伐採等を継続して行っている。 | | |
| 2 | JR側フェンス付近の植生管理については、引き続きJRとの協議を進められたい。 | 引き続き、越境等の現地状況を踏まえ、協議が進展するように務めている。 | 調整が不要な範囲(公園側)については、クズ撤去を実施しているが、JR側については、JRとの協議が必要なため難航している。 | | |

個別占用案件のカルテ（中間報告）

② 東久代公園 （川西市）

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01008 | 占用目的 | 東久代公園 | 許可受者 | 川西市 | 場所 | 右岸 8.0K+50m～8.6K |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|

1. 施設の概要

(占用者作成)

| | | | |
|-------------------|--|-------|---|
| 位置図 |  | 現況写真 |  <p>球技場から下流側へ</p> <p>テニスコートから上流側へ</p> |
| 現在の利用形態 | 園路:総延長 3,763m 広場:休養広場 2 カ所 運動広場:野球場 1 面、球技場3面、テニスコート5 面 | | |
| 占用面積 | 72,164.172㎡ | 付帯施設等 | バックネット 4 基、防球ネット、ベンチ 34 基、トイレ 2 基、日除けテント 8 基、駐車場、その他 |
| 許可の経緯 | <当初許可> 昭和 49 年 3 月 1 日 <前回更新許可> 令和3年4月 1 日 <許可期限> 令和8年 3 月 31 日 | 利用者数 | 平成 29 年度 85,259 人 平成 30 年度 83,941 人 令和 元 年度 89,386 人 |
| 堤内地・堤外地 | 堤内地 ・ 堤外地 | 団体数 | 令和 2 年度 72,714 人 令和 3 年度 90,269 人 |
| 周辺の土地利用の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占用している猪名川第 1 第 2 運動公園と接しています。 | | |
| 関連諸計画における占用地の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次川西市総合計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通じた仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・兵庫県の地震災害対策計画(防災予防計画)において東久代公園を広域防災拠点としており、有事の際は救援・復旧活動要員出動及び地域内外からの緊急物資、復旧用資機材等の集積・配送の拠点とします。 ・「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があるとしています。 ・「生物多様性ふるさと川西戦略」では、猪名川全体を市内の水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしています。 | | |
| その他特記事項 | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01008 | 占用目的 | 東久代公園 | 許可受者 | 川西市 | 場所 | 右岸 8.0K+50m～8.6K |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|

2. 施設の現状

(占用者作成)

| | |
|------------|---|
| 占用の 必要性 | (代替性) 現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している約 70,000 m ² もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。 |
| | (必要性) 東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。 年間の利用者数は、有料施設だけで 90,269 人(令和 3 年度)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。 今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。 |
| 管理状況 | (施設管理) 平成 26 年度から、(公財)川西市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。 |
| | (不法占用) 本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件がありましたが、令和3年 12 月に行政代執行を実施し、不法占有物の撤去を行いました。 |
| | (維持管理計画) 随時施設点検を実施し、必要な箇所について順次修繕を実施しています。 |
| 利用状況 | (利用者・利用ルール) 無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。 なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。 ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること また、禁止行為を下記のとおり定めています。 ①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること ⑥公園その用途以外に使用すること |
| | (駐車場) 無料駐車場 87 台を設置しています。 |

| | | | |
|------------------------------|--|---------------|--------|
| 前回審議の 意見 | 別紙のとおり | 前回審議 意見の対応 | 別紙のとおり |
| 環境保全に 向けて申請 者の取り組 み | (環境への配慮) 指定管理者において随時、除草作業や清掃作業を行っています。 | | |
| | (環境意識の啓発) 占有区域内での環境に配慮した利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図ることを目的とした環境啓発看板の設置について、河川洪水時にも危険のない形態での設置を引き続き検討してまいります。 河川の環境保全に対する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携し、利用者を対象にオオブタクサやキクイモの駆除体験を含む外来植物に関する環境学習会を開催しています。 | | |
| 安全への配 慮 | 河川洪水時の対策として、占有物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただちに撤去できる体制を取っています。また、年に1回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練を実施しています。 | | |

3. 占有内容の変更

(占有者作成)

| | | | | |
|---|--|---|----------|--|
| 変更前の 占有内容 | |  | | |
| 変更要望 の内容 | | | | |
| 内容変更 の 必要性 | | | | |
| 変更の規模 | | | | |
| 変更場所 の範囲図 | | | 管理 体制 | |
| 占有内容 変更による 河川環境 への影響 | | | | |
| 占有内容 変更後に おける 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み | | | | |
| その他 特記事項 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01008 | 占用目的 | 東久代公園 | 許可受者 | 川西市 | 場所 | 右岸 8.0K+50m～8.6K |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

| | | |
|---------------------|----------------|--|
| <p>占用地及び周辺の自然環境</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には自然再生として整備された砂礫河原が広がっている。水際にはツルヨシ群落が見られ、河岸にはオギ群落やクズ群落が広がっている。 ・鳥類は、砂礫河原を利用するイカルチドリ、コチドリ等が確認されている。 ・重要種としては、水際にカワヂシャ(植物)、砂礫地にイソシギ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、ツルヨシ群落やオギ群落にはカヤネズミ(哺乳類)が確認されている。また水域には、カマツカ、ミナミメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。 |
| <p>自然環境上重要な場所</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・水辺のワンドやたまりは、ミナミメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。 |
| <p>水際の状況</p> | <p>水域までの距離</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 5～50m ・左岸は護岸が整備されているが、低水路には砂礫河原が広がっている。 ・右岸はツルヨシ群落が発達し、水際にはワンド環境もみられる。 |
| | <p>水面との高低差</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・約 1.5m |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01008 | 占用目的 | 東久代公園 | 許可受者 | 川西市 | 場所 | 右岸 8.0K+50m～8.6K |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【令和2年度第2回委員会の意見】

- ・草刈りはきちんとされており、引き続きお願いする。
- ・不法占用については、引き続きより強力に指導されたい。
- ・ユキヤナギの植栽に侵入している雑木（クズ、アキニレ、他）については撤去を実施していただきたい。
- ・環境学習会は継続的に実施していただきたい。
- ・堤防にチガヤの植生が生育している箇所については今後のモデルとして適切に管理していただきたい。

【許可更新時点での川西市回答】

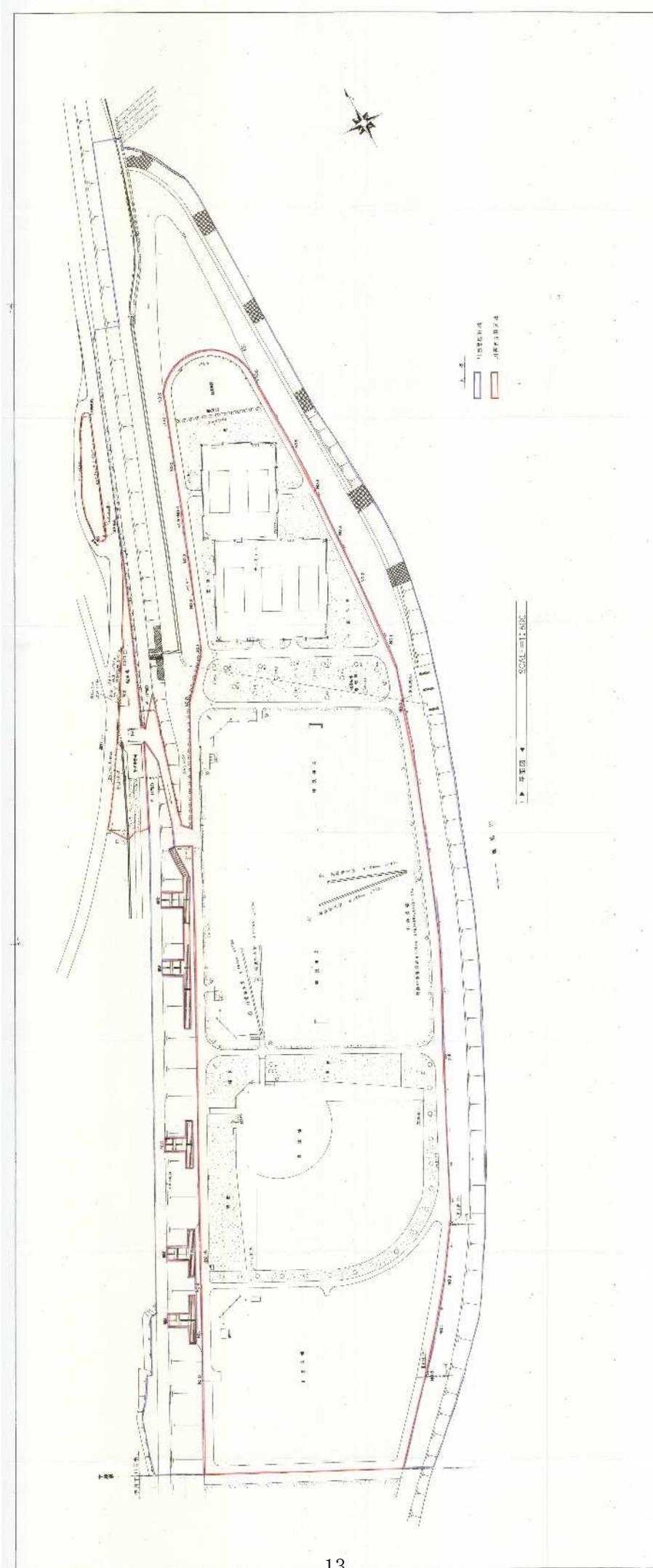
- ・引き続き、適正な施設の維持管理に努めます。
- ・引き続き、不法占用者に対し、撤去指導を行います。
- ・クズ、アキニレ等の撤去を実施します。また、今後の発生に注意し、発見次第除去します。引き続き、適正な植生の維持に努めます。
- ・引き続き、継続的な実施に向けて、検討し、年間行事として定期的な活動を進めます。
- ・チガヤの植生は、河川の土手等の崩壊防止に役立っているため、適切な維持管理に努めます。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

【前回許可更新】

- ・令和2年度委員会の指摘事項に対する川西市の報告を受け、更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした(R3.4.1～R8.3.31)



| | | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01008 | 占用目的 | 東久代公園 | 許可受者 | 川西市 | 場所 | 右岸 8.0K+50m～8.6K |
|----|-------|------|-------|------|-----|----|------------------|

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(上流側より)



②全景(下流側より)



③不法占用撤去跡



④公園内の状況(上流側方向)



⑤河岸側の状況



⑥公園内の状況(下流側方向)



⑦利用ルール明示看板



⑧利用ルール明示看板

■河川保全利用チェックリスト／その1

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 | (説明欄) | 河川管理者 | (説明欄) | 委員会評価 |
|----------------|-------------------|-------------------------------|--|-----|---|-------|---------------------------------------|-------|
| 生物多様性への配慮 A | 施設周辺への配慮 A-1 | 施設周辺の生物多様性が保全されているか | ○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない | ○ | 生態系への影響が懸念される殺虫剤等の散布を行わない | △ | 生物多様性を保全するための具体的な取り組みは実施されていない | |
| | 横断方向の連続性 A-2 | 施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか | ○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている | ○ | 一部はテニスコートやグラウンド利用しているものの、周辺は自然を残している | △ | 駐車場、園路、テニスコート、グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある | |
| | 工作物への配慮 A-3 | 舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか | ○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物が無い | ○ | 舗装箇所は最低限に留め、自然を残している | × | 舗装箇所については生物多様性に配慮した構造にはなっていない | |
| 環境意識の啓発 B | 環境保全への啓発対策 B-1 | 環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか | ○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかけられる ×: 特に実施していない | △ | 啓発看板について、現在設置できていないため、河川洪水時にも危険のない状態での設置等を引き続き検討する。 | △ | 検討はされているが、現状では設置されていない。 | |
| | 河川愛護活動 B-2 | 環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか | ○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかけられる ×: 特に実施していない | ○ | 河川レンジャーと連携し生物多様性に関する環境学習会を実施 | ○ | 河川レンジャーと連携した環境学習会が実施されている。 | |
| 生物多様性の保全・再 | | | | | | | | |

河川保全利用チェックリスト／その2

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 | (説明欄) | 河川管理者 | (説明欄) | 委員会評価 | |
|--------------|---------------|---|--|--|------------------------------------|--|---|----------------------------------|--|
| 川の利用と責任 C | 利用形態 C-1 | 利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か | ○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない | △ | 施設周辺の水深が深いため川へのアクセスは容易ではないが自然観察は可能 | △ | 川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある | | |
| | | 利用状況の把握 C-2 | 施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか | ○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない | ○ | 指定管理者による利用者数の把握と報告あり | ○ | 利用者数の把握はされている | |
| | | 利用上のルール C-3 | 利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか | ○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない | ○ | 利用上のルールを定めており指定管理者により運用されている | ○ | 利用のルールは定められている | |
| | 公共性の担保 C-5 | 利用者への明示 C-4 | 利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか | ○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない | ○ | 看板による明示あり | ○ | 看板による利用者への明示がされている | |
| | | 設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか | ○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある | ○ | 事前申請した体育施設利用者以外でも公園スペースは自由に利用できる | ○ | 体育施設は事前予約により、その他の施設は自由使用により広く一般に利用されている | | |
| | 駐車場 | 利用方法や管理体制への配慮 C-6 | 駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか | ○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない | ○ | 駐車スペースの整備を行い、通行経路を案内する看板等を設置している。 | ○ | 堤外、堤内に駐車場があり、それぞれ利用者の通行には配慮されている | |
| | | 設置のための検討の有無 C-7 | 駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか | ○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない | ○ | 白線により出入時の動線を明確にし、フェンス及びバリカーの設置による不法進入を防ぐ等対策を講じる。 | △ | 不法占用撤去跡への新たな駐車場の設置について検討中 | |

■河川保全利用チェックリスト／その3

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 | (説明欄) | 河川管理者 | (説明欄) | 委員会評価 |
|--------------|-------------------|---|--|-----|--|-------|----------------------------------|-------|
| 施設の維持管理 D | 管理体制 D-1 | 施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等) | ○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない | ○ | 指定管理者による管理 | ○ | 管理事務所が設置されており、指定管理者による管理が実施されている | |
| | 管理計画 D-2 | 施設の管理計画は適正であるか | ○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改正中 ×: 適正とはいえない、計画がない | ○ | 今後の修繕計画等をリスト化し指定管理者による定期的なチェック及び市への報告を行っている。 | ○ | 指定管理者の管理計画を市で把握し、適切に管理されている | |
| | 不法占用 対策 D-3 | 利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物を持ち込まないよう、適正に管理しているか | ○: 適正管理されている ×: 不法占用の実態がある | ○ | 不法占有の実態があったが、令和3年12月の行政代執行により対応済み。 | ○ | 不法占用が撤去され、公園は適正に管理されている | |

取組状況報告書 東久代公園(川西市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

| 番号 | 更新時委員会の意見 (R2年度第2回) | 許可時の市の回答 (R3年6月許可) | 現在までの取組(対応)状況 | 今回の現地調査での意見 | 今回委員会の意見 |
|----|---|--|---|-------------|----------|
| 1 | 草刈りはきちんとされており、引き続きお願いします。 | 引き続き、適正な施設の維持管理に努めます。 | 草刈りについては生育状況に応じて随時実施し、適切な施設の維持管理に努めました。 | | |
| 2 | 不法占用については、引き続きより強力に指導されたい。 | 引き続き、不法占用者に対し、撤去指導を行います。 | 令和3年12月に行政代執行を実施し、不法占有物の撤去により対応済み。 | | |
| 3 | ユキヤナギの植栽に侵入している雑木(クズ、アキニレ、他)については撤去を実施していただきたい。 | クズ、アキニレ等の撤去を実施します。また、今後の発生に注意し、発見次第除去します。引き続き、適正な植生の維持に努めます。 | 随時実施している草刈りの中で、発見次第除去をしました。 | | |
| 4 | 環境学習会は継続的に実施していただきたい。 | 引き続き、継続的な実施に向けて、検討し、年間行事として定期的な活動を進めます。 | 令和4年12月4日に利用団体に向けて環境学習会を実施しました。 | | |
| 5 | 堤防にチガヤの植生が生育している箇所については今後のモデルとして適切に管理していただきたい。 | チガヤの植生は、河川の土手等の崩壊防止に役立っているため、適切な維持管理に努めます。 | チガヤの生育に関しては、自然的な発生環境を維持し、適切な管理に努めました。 | | |

【参考】外来種駆除体験会（川西市の猪名川河川敷：東久代運動公園）

猪名川の河川敷は、地元の自治体が広い区域を占有してグラウンドや公園を整備し、多くの市民に利用されています。こうした河川敷の利用者の方々に猪名川河川敷の自然環境などへの関心を高めてもらうことと、河川敷に広く繁茂する外来植物を駆除することを目的に、川西市が主催して日頃からグラウンドを利用する川西ラグビースクールの子供たちと一緒に、外来種駆除の体験会を開催しました。猪名川河川レンジャーでは、佐藤河川レンジャーが担当し、体験会の開催企画、準備などを行い、当日の体験会を指導しました。また、NPO 流域ネット猪名川の方々にも駆除活動のご協力をいただきました。

■日 時：令和4年12月4日(日曜日) 13:00～14:00

■主 催：川西市(文化観光スポーツ振興課)

■参加者：猪名川河川敷の東久代運動公園を利用する川西ラグビースクール

■内 容：・外来種の説明 ・セイタカアワダチソウ、ククイモの駆除体験

■場 所：猪名川河川敷 東久代運動公園 付近

■講 師：佐藤河川レンジャー

■協 力：NPO 流域ネット猪名川

外来種駆除体験会には、東久代運動公園のグラウンドで練習や試合を行っている川西ラグビースクールの子供たちと指導者の方に参加していただき行いました。最初に佐藤河川レンジャーから外来種の駆除の必要性等の説明を行い、その後、外来種に関するクイズで盛り上がりました。子供たちの関心は高く、外来種についての理解も深まったようです。



クイズの後は、運動公園の横に繁茂するセイタカアワダチソウを駆除しました。地面が少し硬くて引き抜くのに力が必要でしたが、みんなで力を合わせて一気に駆除し、すっかりきれいに無くなりました。



次に、ククイモの駆除を体験しました。ククイモは地上部分が既に枯れていて、土の中に残る「イモ」を掘り取りました。参加した子供たちは、スコップなどを使いながら、土の中からイモを探してどんどん駆除活動が行われました。佐藤河川レンジャーと流域ネット猪名川の皆さんも駆除方法を指導しながら、子供たちと一緒に駆除活動に汗を流しました。活発な駆除活動により、たくさんのククイモが取れました。ククイモは食用が可能で、健康食品としても注目されています。駆除したククイモの一部は持ち帰って食べることにしました。



参加した子供たちからは「疲れたけど、楽しかった」「身近なところにたくさんの外来種があり、びっくりした。駆除できてよかった。」などの声が聞かれ、外来種駆除の体験を楽しく、有意義に終えることが出来ました。川西ラグビースクールの皆さん、大変お疲れ様でした。

参照 HP：<http://www.iranger.jp/report/vol122.html>

個別占用案件のカルテ（中間報告）

③ 猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|--------------------|
| 番号 | 01009 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7. 8K+60m～8. 0K |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|--------------------|

1. 施設の概要

(占有者作成)

| | | | | | | |
|-------------------|--|-------|------------------------------------|--|--|--|
| 位置図 |  | | 現況写真 |  <p>上流側からの全景11月30日撮影</p> <p>下流側からの全景11月30日撮影</p> | | |
| 現在の利用形態 | グラウンド2面 | | | | | |
| 占有面積 | 15, 880. 59㎡ | 付帯施設等 | バックネット(可搬式)2基、ベンチ(可搬式)6基 くずかご無し | | | |
| 許可の経緯 | <当初許可> 昭和52年1月31日 <前回更新許可> 令和2年4月1日 <許可期限> 令和7年3月31日 | | 利用者数 | 平成26年度 10, 160人 令和元年度 41, 562人 平成27年度 48, 620人 令和2年度 34, 600人 平成28年度 43, 455人 令和3年度 38, 050人 | | |
| 堤内地・堤外地 | 堤内地 <u>堤外地</u> | | 団体数 | 平成29年度 41, 050人 平成30年度 11, 350人 | | |
| 周辺の土地利用の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と、河川側との間は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に川西市が占有している東久代公園が隣接している。 ・下流側は、軍行橋と隣接しており、橋の下流には当市が占有している猪名川テニスコートがある。 ・隣接する堤内地は準工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 | | | | | |
| 関連諸計画における占有地の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地や、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に、配慮した管理を充実することで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 | | | | | |
| その他特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和52年1月31日(10, 116. 72㎡)及び、昭和55年3月17日(5, 686. 9㎡)に占有許可をいただいて以来、伊丹市民のスポーツ活動の場として、少年野球、一般軟式野球に多くの市民が利用している。 ・平成25年9月15日におきた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、平成27年3月末に復旧した。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。 | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01009 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8K+60m~8.0K |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|

2. 施設の現状

(占用者作成)

| | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|---------------|--------|--|--|
| 占用の 必要性 | <p>(代替性) 本市の市民スポーツの活動の場として市の屋外体育施設全体面積85,959㎡の内当運動公園を含む河川敷 占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷に代わる施設は本市として考えていけない状況 となっている。</p> | | | | | | |
| | <p>(必要性)</p> <p>本市においては市民スポーツの場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の 向上に努めている。伊丹市は、東西南北5km、2,497㎢と近隣市に比べ面積が小さな市となっております。そういう関係か らこれ以上の運動施設を設置するのは難しい状態であった。</p> <p>そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄 せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。</p> <p>以来42年間ここで少年野球をしていた選手が、日本を、または、大リーグを代表するプロ野球選手として活躍しているな ど、本市にとって貴重な運動公園として市民の利用に供している。</p> <p>また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。</p> | | | | | | |
| | <p>(施設管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度より指定管理者制度で管理を行っており、平成31年度よりアシックス・スポーツファシリティーズ株式会社と、株 式会社サンアメニティの共同体により、利用調整、施設整備を行っている。 利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。 | | | | | | |
| 管理状況 | <p>(不法占用) 無し</p> | | | | | | |
| | <p>(維持管理計画)</p> <p>一年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清 潔に保つことに留意している。</p> <p>河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(一年に一度工作物の撤去訓練を行う。)</p> | | | | | | |
| 利用状況 | <p>(利用者・利用ルール)</p> <p>一年間の予約は調整会議で、スポーツ協会に加入している使用団体が年間利用日を押しさえ、それ以外の市民の利用者 は、翌月分の月初めの1日から7日までの間で、空いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽 選を行い決める。それ以後に空いている日は随時受け付ける。</p> <p>利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。</p> | | | | | | |
| | <p>(駐車場) 無し</p> | | | | | | |
| 前回審議の 意見 | 別紙のとおり | | | 前回審議 意見の対応 | 別紙のとおり | | |
| 環境保全に 向けて申請 者の取り組み | <p>(環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来植物等の駆除をみどり公園課と連携しながら行っていく。 猪名川河川事務所より紹介をいただいた河川レンジャーとの連携を図り、自然保護に努めていく。 市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みや学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加し、職員が学習するこ とで、スポーツ利用者にも呼びかけを行ってきたい。 | | | | | | |
| | <p>(環境意識の啓発)</p> <p>啓発看板等で、カワラナデシコの育成をしていることや、猪名川河川敷の生物多様性保全への取り組みとして、特定外来 植物、埋土種子ノシキ8調査、土壌成分調査の実施中を知らせ、注意を促している。</p> | | | | | | |
| 安全への配慮 | <p>運動場から雑草地へ入らないよう「きけん」の看板を立てて、水難事故等が無いよう注意を促している。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01009 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8K+60m~8.0K |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

| | | | | |
|---|----------------|---|--------------|--|
| 変更前の占用内容 | |  | 変更後の 占用内容 | |
| 変更要望の内容 | | | | |
| 内容変更の必要性 | | | | |
| 変更の規模 | m ² | | | |
| 変更場所 の範囲図 | | | 管理体制 | |
| 占用内容 変更による 河川環境への影 響 | | | | |
| 占用内容変更 後における 環境保全に向 けて申請者の 取り組み | | | | |
| その他 特記事項 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|--------------------|
| 番号 | 01009 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7. 8K+60m～8. 0K |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|--------------------|

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

| | | |
|---------------------|----------------|---|
| <p>占用地及び周辺の自然環境</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 植生は、河岸の大部分はツルヨシ群集によって占められており、場所によりオギ群落やジャヤナギーアカメヤナギ群集が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ゴキヅルの2種が確認されている。 鳥類は、オギ群落やツルヨシ群落などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カワウ・コチドリ・オオヨシキリ・セッカ・イカルチドリ・インギ・カワセミ・ヒタキが確認されている。 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシッピアカミミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巣)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 底生動物は、アメリカツウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマカリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラブユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコシドロムシが確認されている。 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。 |
| <p>自然環境上重要な場所</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ヒタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・インギ(鳥類)の生息環境として重要である。 ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるインガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・ゴキヅル(植物)の生育環境として重要である。 |
| <p>水際の状況</p> | <p>水域までの距離</p> | <ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離:約35～65m 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯から成る。当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。 |
| | <p>水面との高低差</p> | <p>約2～3m</p> |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01009 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8K+60m～8.0K |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【令和元年度第2回委員会の意見】

- ・植栽(シャリンバイ)にかからまるクズは除去されたい。
- ・草刈りは川らしい植生(オギ、チガヤ等)が残るようにするとともに、外来種の種子が広がる前に実施する等、時期にも配慮されたい。
- ・川らしい利用を図るという観点から、できるだけ川が見えて自然に親しみやすい運動公園になるよう河川管理者とも連携して取り組まれない。
- ・引き続き環境学習の利用や川の自然に親しむ機会を増やして頂きたい。

【許可更新時点での伊丹市回答】

- ・植栽に絡まったクズを速やかに除去します。
- ・川らしい植生(オギ、チガヤ等)が残るように、草刈りの実施時期を考慮します。
- ・占用区域外の草刈りが必要であることから、河川管理者とも連携して取り組みたい。
- ・環境学習の利用や川の自然を楽しむ機会づくりとして、河川レンジャーと連携し、環境学習会を実施している。猪名川クリーン作戦2020実施(R2.2.15)

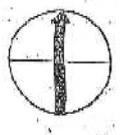
6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

【前回許可更新】

- ・令和元年度委員会の指摘事項に対する伊丹市の報告を受け、更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした(R2.4.1～R7.3.31)

新 野 川 鐵 道 線 平 面 圖



S=1:500



管理區域
路肩區域

新野川鐵道線

| | | | | | | | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|
| 番号 | 01009 | 占用目的 | 運動場 | 許可受者 | 伊丹市 | 場所 | 右岸 7.8K+60m～8.0K |
|----|-------|------|-----|------|-----|----|------------------|

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(上流側より)



②全景(上流側より)



③全景(下流側より)



④全景(下流側より)



⑤水際部の状況



⑤水際部の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 | (説明欄) | 河川管理者 | (説明欄) | 委員会評価 |
|----------------|---------------------------|-------------------------------|--|-----|------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|
| 生物多様性への配慮 A | 施設周辺への配慮 A-1 | 施設周辺の生物多様性が保全されているか | ○:保全されている △:どちらともいえない ×:保全されていない | △ | みどり公園課と連携しながら外来種対策に取り組んでいる | △ | 外来種対策等生物多様性を保全するための具体的な取り組み内容は不明 | |
| | 横断方向の連続性 A-2 | 施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか | ○:連続性が確保されている △:どちらともいえない ×:分断されている | △ | 占有地の一部は自然の形を残している | △ | グラウンド等連続性は確保されていない | |
| | 工作物への配慮 A-3 | 舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか | ○:配慮されている △:どちらともいえない ×:配慮されていない -:該当する工作物がない | - | 舗装等は実施していない | - | 舗装等は実施されていない | |
| 環境意識の啓発 B | 環境保全に関する啓発看板への啓発対策 B-1 | 環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか | ○:実績又は計画が妥当である △:計画又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない | ○ | 環境学習用看板を活用して、環境学習会で啓発を実施している | △ | 環境啓発看板については設置が確認できない | |
| | 河川愛護活動 B-2 | 環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか | ○:実績又は計画が妥当である △:計画又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない | ○ | 運動広場利用者により、定期的な河川の清掃を実施している | △ | 河川清掃は実施されているが、環境保全に向けての取り組みとしては不明 | |
| 生物多様性の保全・再 | | | | | | | | |

■河川保全利用チェックリスト／その2

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 | (説明欄) | 河川管理者 | (説明欄) | 委員会評価 | |
|--------------|--------------|-----------------------------|--|--|---|------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|--|
| 川の利用と責任 C | 利用形態 | 川とのふれあいが可能な施設が自然観察等)が可能な施設か | ○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない | △ | 右岸側は、茂みがあり危険な状態であるため、剪定を行うなど一定の整備が必要であると考えるため | △ | 川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある | | |
| | | 利用状況の把握 | ○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない | ○ | 毎年報告を行っている | ○ | 利用者数の把握はされている | | |
| | | 利用上のルール | 利用上のルール(ゴミ処理方法などを定めているか) | ○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない | ○ | 施設HPの利用ルールにゴミの持ち帰りを定めている | ○ | 利用のルールは定められている | |
| | 公共性の担保 | 利用者への明示 | 利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか | ○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない | ○ | 看板等で明示している | ○ | 看板による利用者への明示がされている | |
| | | 公共性の担保 | 設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか | ○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある | ○ | インターネットから施設を予約することができ、排他・独占的な利用はない | ○ | インターネット予約により公平な利用がされている | |
| | 駐車場 | 利用方法や管理体制への配慮 | 駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか | ○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない | — | 無し | — | 駐車場はない | |
| | | 設置のための検討の有無 | 駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか | ○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない | — | 要望はあるが設置予定なし | — | 利用者からの要望はあるが、具体的な設置予定はない | |

■河川保全利用チェックリスト／その3

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 | (説明欄) | 河川管理者 | (説明欄) | 委員会評価 |
|--------------|---------------|---|---|-----|---|-------|--------------------|-------|
| 施設の維持管理 D | 管理体制 D-1 | 施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等) | ○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない | ○ | 指定管理者の管理体制の下、維持管理を行っている。 | ○ | 指定管理者による管理が実施されている | |
| | 管理計画 D-2 | 施設の管理計画は適正であるか | ○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない | ○ | 仕様書に基づき(清掃及び草刈りを行い清潔に保つことを留意すること)指定管理者により適正に管理している。 | ○ | 指定管理者により適切に管理されている | |
| 不法占用 | 不法占用対策 D-3 | 利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物を持ち込まないよう、適正に管理しているか | ○：適正管理されている ×：不法占用の実態がある | ○ | 指定管理者が確認している。 | ○ | 適正に管理されている | |

取組状況報告書 猪名川第1・第2運動公園(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

| 番号 | 更新時委員会の意見 (R1年度第2回) | 許可時の市の回答 (R2年3月許可) | 現在までの取組(対応)状況 | 今回の現地調査での意見 | 今回委員会の意見 |
|----|--|--|--|-------------|----------|
| 1 | 植栽(シャリンバイ)にからまるクズは除去されたい。 | 植栽に絡まったクズを速やかに除去します。 | 指定管理者に対して適切な植生管理を行うよう指導し、クズについても定期的に除去している。 | | |
| 2 | 草刈りは川らしい植生(オギ、チガヤ等)が残るようにするとともに、外来種の種子が広がる前に実施する等、時期にも配慮されたい。 | 川らしい植生(オギ、チガヤ等)が残るように、草刈りの実施時期を考慮します。 | 川らしい植生が残るよう5月と1月に草刈りを実施している。 | | |
| 3 | 川らしい利用を図るという観点から、できるだけ川が見えて自然に親しみやすい運動公園になるよう河川管理者とも連携して取り組まれたい。 | 占用区域外の草刈りが必要であることから、河川管理者とも連携して取り組みたい。 | 川沿いの草刈りを実施してほしいと利用者からも要望はあるが実施できていない。 | | |
| 4 | 引き続き環境学習の利用や川の自然に親しむ機会を増やして頂きたい。 | 環境学習の利用や川の自然を楽しむ機会づくりとして、河川レンジャーと連携し、環境学習会を実施している。猪名川クリーン作戦2020実施(R2.2.15) | 環境学習の利用や川の自然を楽しむ機会づくりとして、河川レンジャーと連携し、環境学習会を実施している。(令和4年10月15日実施) | | |

【参考】 外来種駆除体験会（伊丹市の高水敷グラウンド）

猪名川の河川敷は、広い区域を地元の自治体が占用してグラウンドや公園を整備し、多くの市民に利用されています。こうした河川敷の利用者の方々に猪名川河川敷の自然環境などへの関心を高めてもらうことと、河川敷に広く繁茂する外来植物を駆除することを目的に、伊丹市が主催者となって、日ごろからグラウンドを利用する少年野球チームの子供たちと一緒に、外来種駆除体験会を開催しました。猪名川河川レンジャーでは、佐藤河川レンジャーが担当として、体験会の開催企画、準備などを行い、当日の体験会を指導しました。

- 日 時：令和4年10月15日(土曜日) 8:00～9:00
- 主 催：伊丹市
- 参加者：猪名川河川敷のグラウンドを利用する少年野球のチーム
- 内 容：・外来種の説明 ・セイタカアワダチソウの駆除体験
- 場 所：猪名川右岸 軍行橋付近
- 講 師：佐藤河川レンジャー

外来種駆除体験会には、会場となった軍行橋近くのグラウンドで練習や試合を行っている少年野球チームが8チーム参加し、選手・指導者を含めて総勢200人近い参加者によって行いました。

最初に佐藤河川レンジャーから外来種の駆除についての説明を行い、その後、軍行橋の下流付近に繁茂するセイタカアワダチソウの駆除を行いました。参加した野球チームごとに競い合うようにチームワークを発揮してどんどん駆除活動が行われました。佐藤河川レンジャーも駆除方法を指導しながら、子供たちに交じって駆除活動に汗を流しました。多くの参加者と活発な駆除活動により、駆除したセイタカアワダチソウを入れたゴミ袋が山のように積みあがり、広く繁茂していたセイタカアワダチソウの姿も少なくなりました。少年野球チームの皆さん、大変お疲れ様でした。



参照 HP：<http://www.iranger.jp/report/vol118.html>

個別占用案件のカルテ（中間報告）

④ 緑地広場 （尼崎市）

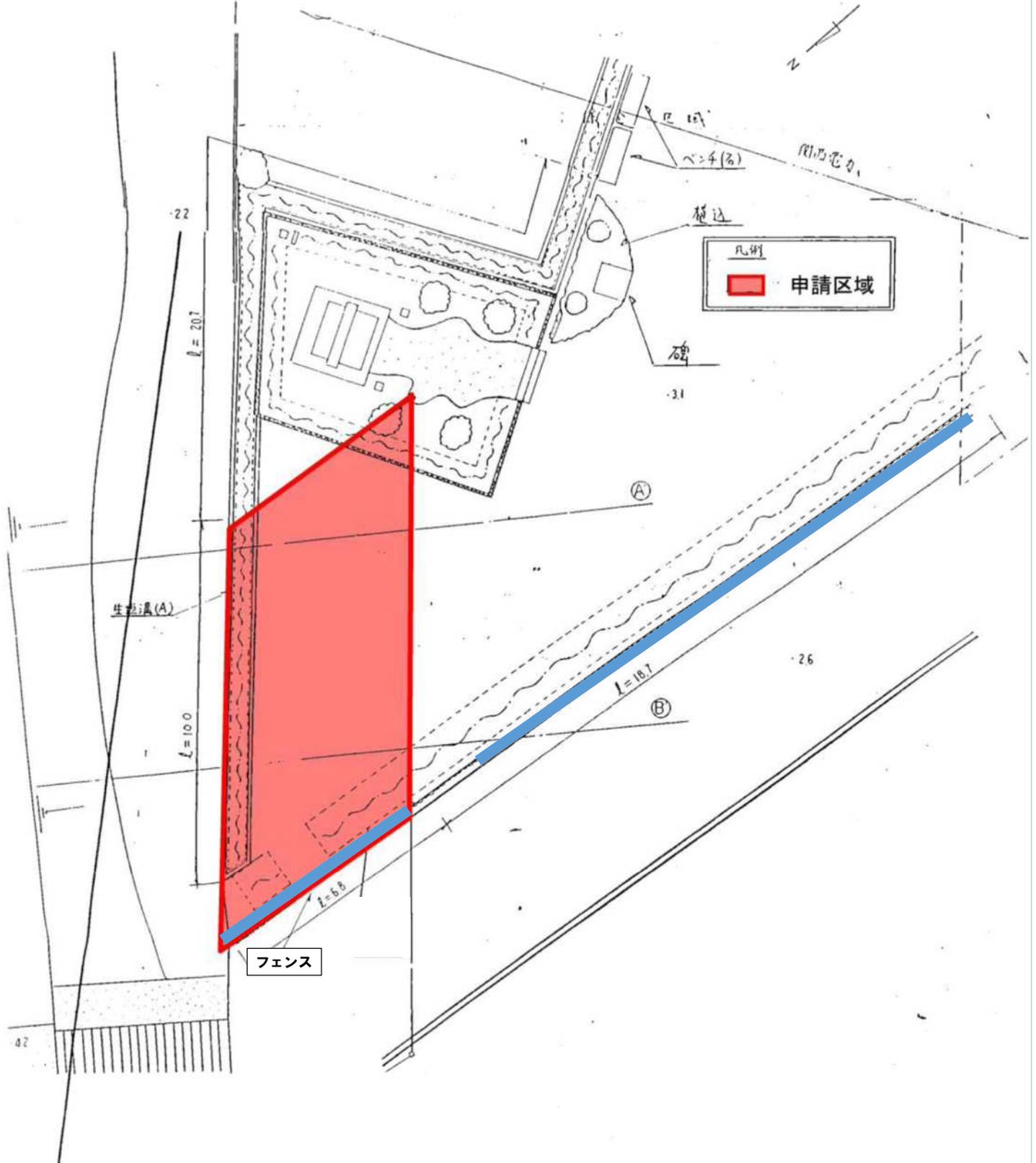
■ 報告案件用のカルテ

| | | | |
|-------------------------------|--|--|--|
| 1. 件名 | 緑地広場 [尼崎市] | | <p>【令和元年度第1回委員会意見】</p> <p>①サクラは生育が悪く、カイヅカイブキも大きくなりすぎて、伐採はやむなしと考える。</p> <p>②伐採後に占有者が柵を設置する予定であるが、ウバメガシ等の生垣が望ましい。</p> <p>【更新時点での尼崎市回答】</p> <p>①②台風で倒れる危険性がある樹木について撤去工事を予定しており、予算措置が完了後、周辺住民の意見を聞く。その結果を踏まえて、生垣にするかフェンスにするかも含めて、具体的な対応を検討する。</p> <p>撤去工事の実施時期は令和3年度以降を予定している。</p> |
| 2. 今回申請種別 | 中間報告 | | |
| 3. 概要 | <p>距離標位置：藻川右岸 0.8k+115m</p> <p>目的：公園（緑地広場）</p> <p>占有面積：58.87 m²</p> <p>工作物：生垣 高さ 1.00m、延長 9.45m</p> <p>フェンス 高さ 1.76m 延長 6.30m</p> | | |
| 4. 許可の経緯 | <p><当初許可> 昭和61年4月25日</p> <p><前回更新許可> 令和2年3月6日</p> <p><許可期限> 令和7年3月31日</p> <p>(河川や堤防との位置関係)</p> <p>別紙のとおり</p> | | 7. 保全利用委員会による参考意見 |
| 5. 現況写真 | <p>(施設内の状況)</p> <p>別紙のとおり</p> | | |
| 6. 河川管理者審査事項 (特筆すべきもののみ記載) | 8. 処理 | | <p>・令和元年度委員会の指摘事項に対する尼崎市の報告を受け、更新を許可した。</p> |

<補足>・A4 横書き 1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

平面図 S = 1/100 (A3印刷時)



現況写真



① 占用範囲全景（上流側より）



② 占用範囲全景（下流側より）



③ 公園内の状況（フェンス設置状況）



④ 公園内の状況（下流側）



⑤ 公園内の状況（上流側方向）



⑥ 公園内の状況（下流側方向）

取組状況報告書 緑地広場(尼崎市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

| 番号 | 更新時委員会の意見 (R1年度第1回) | 許可時の市の回答 (R2年3月許可) | 現在までの取組(対応)状況 | 今回の現地調査での意見 | 今回委員会の意見 |
|----|---|--|---|-------------|----------|
| 1 | サクラは生育が悪く、カイヅカイブキも大きくなりすぎて、伐採はやむなしと考える。 | 台風で倒れる危険性がある樹木について撤去工事を予定しており、予算措置が完了後、周辺住民の意見を聞く。 その結果を踏まえて、生垣にするかフェンスにするかも含めて、具体的な対応を検討する。 撤去工事の実施時期は令和3年度以降を予定している。 | 倒木の危険性がある樹木については、R3年度にフェンス設置工事を予算化したが入札不調で契約に至らず、R4年度へ予算を繰り越して契約し、7月末で完成した。 貴委員会より生垣設置のご意見をお伺いしたが、倒木の危険性を早期に回避する必要性から、同墓園内の他区域で設置するフェンスと同様の高さ1.8mのフェンスを設置した。 | | |
| 2 | 伐採後に占有者が柵を設置する予定であるが、ウバメガシ等の生垣が望ましい。 | | 工事にあたって周辺住民へのお知らせ文を配布したが、要望や苦情等は寄せられなかった。 なお、当該地周辺の雑草については定期巡回で除草し、植栽部分は、剪定や病害虫対策の薬剤散布を定期的に行っている。 | | |